

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則		所管課（室）名
○長崎県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則		医療人材対策室
○長崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則		障害福祉課
○長崎県卸売市場法施行細則の一部を改正する規則		農産加工流通課
◎ 告 示		
○指定代理金融機関の指定の一部改正		財 政 課
・ 区画漁業の免許		漁業振興課
・ 家畜伝染病予防法に基づく検査命令		畜産課
○長崎県建設工事一般競争入札実施要綱の一部改正		建設企画課
・ 道路の区域変更（2件）		道路維持課
・ 道路の供用開始（4件）		〃
・ 洪水浸水想定区域の変更		河川課
・ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）		砂防課
◎ 公 告		
・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）		漁業振興課
・ 都市計画の案の縦覧（2件）		都市政策課
・ 落札者等		港湾課
・ 落札者等		物品管理室
◎ 有明海自動車航送船組合告示		
・ 有明海自動車航送船組合議会令和3年第1回定例会の召集		有明海自動車航送船組合
◎ 雑 報		
・ 一般競争入札の実施について		長崎県公立大学法人
◎ 正 誤		
○令和2年12月25日付け長崎県公報第10982号中		人事委員会事務局

規 則

長崎県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第17号

長崎県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
長崎県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和37年長崎県規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

フリガナ 氏 名		本籍地	
		性 別	男・女

を

「

フリガナ 氏 名		本籍地	
-------------	--	-----	--

に改め、

」

「㊤」を削る。

様式第4号中「㊤」を削る。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第10条関係）

長崎県看護職員修学資金保証人変更届

年 月 日

長崎県知事

様

貸与決定番号（保・助・看・准）第 一 号
住所
氏名
電話

下記のとおり保証人を変更しましたので届け出ます。

記

新	住 所			
	氏 名	㊤		
	電話番号			
	勤 務 先		本人との続柄	
旧	住 所			
	氏 名			
	電話番号			
	勤 務 先		本人との続柄	
保 証 人 を 変更する理由				

（添付書類） 新保証人の印鑑登録証明書及び収入等の証明書類

様式第11号、様式第13号及び様式第15号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第18号

長崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和54年長崎県規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」及び「・記名押印に代えて署名することができます。」を削り、「確認印」を「確認欄」に改める。

様式第4号を次のように改める。
様式第4号（第3条関係）

加入番号	
------	--

年金管理者指定届書

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

(加入申込者等)

氏 名 _____

住 所 _____

長崎県心身障害者扶養共済制度条例第8条の規定により、次の者を年金管理者として指定したのでお届けします。

(年金管理者)

氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

心身障害者との続柄 (_____)

住 所 _____ TEL (_____) - _____

私は、長崎県心身障害者扶養共済制度条例第8条の規定する年金管理者となることに同意し、次の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護、養育にあたることを誓約します。

また、下記の同条例第8条第3項の各号の規定のいずれの者にも該当しないことを誓約します。

記

- | |
|--|
| <p>(1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。</p> |
|--|

年 月 日

年金管理者氏名 _____

心身障害者

氏 名 _____

住 所 _____ TEL (_____) - _____

様式第8号及び様式第14号中「㊟」を削る。

様式第17号中「印」を削る。

様式第20号及び様式第24号から様式第26号までの規定中「㊟」を削る。

様式第27号を次のように改める。

様式第27号（第11条関係）

加入番号	
年金証書番号	

年 金 管 理 者 変 更 届 書

年 月 日

長崎県知事 様

(〒)
住所
氏名

長崎県心身障害者扶養共済制度条例第17条の規定により、年金管理者を次のとおり変更したのでお届けします。

年金管理者	新		旧	
	ふりがな 氏名	-----		-----
生年月日	年 月 日		年 月 日	
住 所	〒		〒	
T E L				
心身障害者 との続柄				
心身 障害者	氏名			
	住 所			
変 更 の 理 由				
変 更 の 年 月 日 年 月 日				

私は、長崎県心身障害者扶養共済制度条例第8条の規定する年金管理者となることに同意し、上記の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護、養育にあたることを誓約します。

また、下記の同条例第8条第3項の各号の規定のいずれの者にも該当しないことを誓約します。

- | |
|---|
| (1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。 |
|---|

年 月 日

年金管理者氏名

様式第28号中「㊟」を削り、同様式中注3を削り、4を3とする。

様式第29号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県卸売市場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第19号

長崎県卸売市場法施行細則の一部を改正する規則

長崎県卸売市場法施行細則（令和2年長崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第4号から様式第9号までの様式中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第199号

指定代理金融機関の指定（昭和54年長崎県告示第89号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から適用する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
九州信用漁業協同組合連合会	長崎県信用漁業協同組合連合会

長崎県告示第200号

令和3年3月1日付けをもって次のとおり区画漁業を免許したので公示する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 漁場計画の公示の際の公示番号 | 長崎県告示第747号 |
| 2 免許番号 | 別表のとおり |
| 3 漁業権者の住所及び氏名 | 別表のとおり |
| 4 免許の内容たるべき事項 | |
| (1) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (2) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (4) 漁場の区域 | 別表のとおり |
| 5 制限又は条件 | 別表のとおり |
| 6 地元地区 | 別表のとおり |
| 7 存続期間 | 令和3年3月1日から令和5年8月31日まで |

免許 番号	漁業権者		免許の 内容		免 許		項 事		制 限 又 条 件	地 元 地 区
	住所	氏名又は 名称	漁業種類及び 漁業の名称	漁業 時期	漁場の 位置	区 域	漁 場	基 点		
対区 第1506号	長崎県 対馬市 上京町 鹿見字 京ヶ崎 13番3	上京町漁 業協同組 合	第1種くろ まぐろ小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 対馬市 上京町 犬ヶ浦 村口越 地先	次の1、イ、 ロ、2の各点 を順次結んで 1に至る各直 線によって囲 まれた区域	1 対馬市上京町犬ヶ 浦村口越西風鼻標 識 2 同市同町犬ヶ浦村 口越尾崎標識 3 同市同町御園千鳥 瀬鼻西端 4 同市同町越高港御 園防波堤灯台	イ 1と4を結ぶ直線 上から50メートルの ところ ロ 2と3を結ぶ直線 上から50メートルの ところ	1. 漁業権者は、外国漁 船により漁獲されたくろ まぐろを養殖用種苗とし ないことを誓約する書面 を当該漁業を営む者に提 出させ、これに反した場 合は、その者の行使を停 止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁 場の区域において設置す る養殖の用に供する生簀 は、直径2メートルの円 形生簀3台の規模を超え てはならない。ただし、 経営上必要な場合は、生 簀の総面積が942平方メ ートルを超えない範囲内 で、生簀の形状、規格又 は台数を変更することは 差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区 画漁業で用いられる養殖 用種苗のうち、1年当た りの天然種苗の活込尾数 は、689尾を超えてはな らない。 4. 人工種苗を活込んで はならない。ただし、天 然種苗が確保できず、か つ、経営に支障が出る等 のやむを得ない理由があ り、生簀によって天然種 苗と明確に区別できると 判断され、知事が認めた 場合はこの限りではない。	対馬市 上京町 鹿見 犬ヶ浦 御園 檜港

長崎県告示第201号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり家畜の所有者に対し家畜防疫員による検査を受けることを命ずる。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

監視伝染病の種類	実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ症	発生の予防	県内全域	家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	急速凝集反応検査 エライザ法による検査
結核	発生の予防	県内全域	家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	ツベルクリン検査
ヨーネ病	発生の予防	県内全域	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 県内へ移入した牛で1又は2に該当するもの及び繁殖の用に供する肉用牛 4 1又は2と同一施設内で飼育している牛	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	予備的抗体検出法による検査 リアルタイムPCR法による検査 ヨーニン検査 エライザ法による検査 補体結合反応検査 細菌検査
伝達性海綿状脳症	発生の予防	県内全域	1 牛 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。） 2 めん羊及び山羊 月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊及び山羊の死体	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	エライザ法による検査 ウェスタンブロット法による検査 免疫組織化学的検査
腐蛆病	発生の予防	県内全域	実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、家畜保健衛生所長が必要と認めた蜜蜂	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	肉眼的検査 細菌検査
アカバネ病	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越夏していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和3年6月1日～ 11月30日	中和試験
アイノウイルス感染症	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越夏していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和3年6月1日～ 11月30日	中和試験

チュウザン病	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越夏していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和3年6月1日～ 11月30日	中和試験
--------	-------	------	---	---------------------	------

長崎県告示第202号

長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から適用する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 関係部 内部組織の設置に関する条例（昭和28年長崎県条例第1号）に規定する各組織のうち、危機管理監、総務部、<u>県民生活環境部</u>、水産部、農林部及び土木部をいう。</p> <p>(3)～(17) 略</p> <p>(入札参加者の資格要件)</p> <p>第3条 対象工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、第12条第2項の規定により当該競争参加資格を有する旨の通知を受けた者（事後審査型入札にあっては、第7条第6項に規定する届出書を適切に提出した者）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 発注工種について、第7条第1項の規定による<u>競争参加資格確認申請書又は同条第6項の規定による届出書</u>（以下「届出書等」という。）の提出期限の日から落札決定（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長崎県条例第27号）第2条に規定する契約においては長崎県議会の議決をいう。以下同じ。）までの間において、経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>届出書等の提出期限の日から落札決定までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。</u></p> <p>(7)～(16) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(競争参加資格確認申請等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 申請者が特定建設工事共同企業体の場合にあつては、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 関係部 内部組織の設置に関する条例（昭和28年長崎県条例第1号）に規定する各組織のうち、危機管理監、総務部、<u>環境部</u>、水産部、農林部及び土木部をいう。</p> <p>(3)～(17) 略</p> <p>(入札参加者の資格要件)</p> <p>第3条 対象工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、第12条第2項の規定により当該競争参加資格を有する旨の通知を受けた者（事後審査型入札にあっては、第7条第6項に規定する届出書を適切に提出した者）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 発注工種について、第7条第1項の規定による<u>競争参加資格確認申請又は同条第6項の規定による届出書</u>（以下「届出書等」という。）の提出期限の日から落札決定（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長崎県条例第27号）第2条に規定する契約においては長崎県議会の議決をいう。以下同じ。）までの間において、経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6)～(15) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(競争参加資格確認申請等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 申請者が特定建設工事共同企業体の場合にあつては、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>4 略</p>

5 申請書及び添付書類の諸様式の配付期間、配付場所及び配付方法は、入札公告において明らかにするものとする。

6及び7 略

(入札説明書の交付)

第8条 入札説明書は、図面、仕様書、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに必要な情報が記載された資料等を別冊として整備するものとする。

2及び3 略

(入札説明書に対する質問及び回答)

第9条 申請者又は届出者は、入札説明書の内容について、質問をすることができる。この場合において、申請者又は届出者は、入札期日の7日(設計金額が5,000万円未満の工事においては5日。休日を除く。)前までに、第7条第1項の表に規定する提出先(以下「提出窓口」という。)に、別に定める方法により提出しなければならない。

2 略

(事前審査型入札の競争参加資格の確認)

第12条 略

2～4 略

(低入札価格調査)

第18条 略

(事後審査型入札の競争参加資格の審査)

第20条 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に、事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書(様式第9号)に第7条第2項第1号、第2号及び第6号に定める書類を添えて、事務所の長に提出しなければならない。この場合において、当該期限までに提出しないときは競争参加資格がないものとみなす。

2 略

(落札決定又は競争参加資格不適格の決定)

第21条 事務所の長は、落札候補者が競争参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、直ちに落札者決定通知書(様式第10号)により入札参加者全員に通知するものとする。

2 事務所の長は、落札候補者が競争参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して競争参加資格がない旨を競争参加資格要件不適格通知書(様式第11号)により通知する。

3 前項の場合において、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち落札候補者の次に低い価格で入札した者(以下「次順位者」という。)があるときは、その者に落札候補者となった旨の通知を落札候補者決定通知書(様式第12号)により行う。この場合においては、前条及び前2項の規定を準用する。

4 略

(入札結果一覧表等の公表)

第27条 事務所の長は、入札(競争参加資格の有無及びVE提案に基づく入札の可否の確認を含む。)の結果について、落札者の決定後遅滞なく入札結果一覧表(第12条第2

5 申請書及び添付書類の諸様式の配布期間、配付場所及び配付方法は、入札公告において明らかにするものとする。

6及び7 略

(入札説明書の交付)

第8条 入札説明書は、図面、仕様書、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに必要な情報が記載された資料(以下「参考資料」という。)等を別冊として整備するものとする。

2及び3 略

4 入札説明書の交付にあたっては、実費を徴収することができるものとする。この場合においては、その旨を入札公告において明らかにするものとする。

(入札説明書に対する質問及び回答)

第9条 申請者又は届出者は、入札説明書の内容について、質問をすることができる。この場合において、申請者又は届出者は、入札期日の7日(休日を除く。)前までに、第7条第1項の表に規定する提出先(以下「提出窓口」という。)に、別に定める方法により提出しなければならない。

2 略

(競争参加資格の確認)

第12条 略

2～4 略

(低入札)

第18条 略

(競争参加資格の審査)

第20条 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に、様式第9号に第7条第2項第1号、第2号及び第6号に定める書類を添えて、事務所の長に提出しなければならない。この場合において、当該期限までに提出しないときは競争参加資格がないものとみなす。

2 略

(落札決定又は競争参加資格不適格の決定)

第21条 事務所の長は、落札候補者が競争参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、直ちに様式第10号により入札参加者全員に通知するものとする。

2 事務所の長は、落札候補者が競争参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して競争参加資格がない旨を様式第11号により通知する。

3 前項の場合において、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち落札候補者の次に低い価格で入札した者(以下「次順位者」という。)があるときは、その者に落札候補者となった旨の通知を様式第12号により行う。この場合においては、前条及び前2項の規定を準用する。

4 略

(入札結果一覧表等の公表)

第27条 事務所の長は、入札(競争参加資格の有無及びVE提案に基づく入札の可否の確認を含む。)の結果について、落札者の決定後遅滞なく入札結果一覧表(第12条第2

<p>項の規定により競争参加資格がないと認められたものがある場合においては、同項に規定する競争参加資格確認通知書の写し又は第21条第2項の規定により競争参加資格要件を満たしていないことを確認した場合においては、<u>競争参加資格要件不適格通知書の写しを含む。</u>)を作成し、これを事務所において閲覧に供する方法により公表しなければならない。</p> <p>2 略 (その他)</p> <p><u>第33条 総合評価落札方式で実施する一般競争入札の場合</u>は、本要綱と併せて、<u>長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領(令和3年2月26日 2建企第596号)</u>によるものとする。</p>	<p>項の規定により競争参加資格がないと認められたものがある場合においては、同項に規定する競争参加資格確認通知書の写し又は第21条第2項の規定により競争参加資格要件を満たしていないことを確認した場合においては、<u>様式第11号の写しを含む。</u>)を作成し、これを事務所において閲覧に供する方法により公表しなければならない。</p> <p>2 略</p>
--	---

様式第2号(その1)及び様式第2号(その2)中「印」を削り、同様式注中「392円」を「404円」に改める。

様式第6号(その1)及び様式第6号(その2)中「印」を削る。

様式第8号(その1)及び様式第8号(その2)中

「

VE提案に基づく入札の可否 ※VE提案に基づく施工計画を提案した業者にのみ記載すれば足りるものとする。	可 (VE提案に基づく入札をされたい。)	
	否 (標準案に基づく入札をされたい。)	
	VE提案に基づく入札を否した理由	

を

」

「

VE提案に基づく入札の可否 ※VE提案に基づく施工計画を提案した業者にのみ記載すれば足りるものとする。	可 (VE提案に基づく入札をされたい。)	
	否 (標準案に基づく入札をされたい。)	
	VE提案に基づく入札を否とした理由	

に改める。

」

様式第9号(その1)及び様式第9号(その2)中「印」を削る。

長崎県告示第203号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 諫早多良岳線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市大場町1408番10地先から 諫早市白木峰町1109番115地先まで	前	7.4~12.2	337.0	
	後	8.3~30.5	300.0	

長崎県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 207号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市多良見町佐瀬字梅崎741番11地先から 諫早市多良見町佐瀬字梅崎741番11地先まで	前	8.9~16.8	23.9	
	後	10.5~18.7	23.9	

長崎県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 207号	諫早市多良見町佐瀬字梅崎731番1地先から 諫早市多良見町佐瀬字梅崎728番1地先まで	令和3年3月16日

長崎県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 多良岳公園線	諫早市高来町善住寺字大山1106番28地先から 諫早市高来町善住寺字大山1106番28地先まで	令和3年3月16日

長崎県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 平戸生月線	平戸市主師町字遍保崎780番3地先から 平戸市主師町字遍保崎780番1地先まで	令和3年3月16日

長崎県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 383号	平戸市中野大久保町字津室崎551番15地先から 平戸市中野大久保町字白岩650番地先まで	令和3年3月16日

長崎県告示第209号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項の規定により、二級河川早岐川水系早岐川及び小森川水系小森川に係る洪水浸水想定区域を変更したので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、長崎県土木部河川課及び県北振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

長崎県告示第210号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称			川平 (1)	
	市町名	大字	字	地番
所在地	長崎市	大手三丁目		1392番1の一部、1392番7の一部、1396番、442番の一部、443番1の一部、443番4の一部、443番11の一部、443番13の一部、443番16の一部、443番17の一部
		川平町		1392番3の一部、1392番5、1347番10の一部

長崎県告示第211号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を平成20年6月10日長崎県告示第578号による若竹(4)地区急傾斜地崩壊危険区域に追加指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称		若竹 (4)		
	市 町 名	大 字	字	地 番
所 在 地	長崎市	若竹町		416番1の一部、416番3の一部、416番4の一部、416番5の一部、 416番6の一部、416番7の一部、416番9、416番12の一部、416番13 の一部、416番14、416番15の一部、418番1の一部、419番1の一部

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県平戸市野子町1262番地2

柴山 洋幸

長崎県平戸市早福町378番地

山田 博治

(2) 加入区

志々伎加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

志々伎漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県平戸市志々伎町1460番地7

志々伎漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県長崎市茂木町1765番地

江川 重豊

長崎県長崎市茂木町2126番地4

地浦 隆二

(2) 加入区

長崎市茂木加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

長崎市茂木漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県長崎市茂木町2148番地 1

長崎市茂木漁業協同組合

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和3年3月16日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

大村都市計画道路 3・2・5号 中里沖田線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 長崎県大村市中里町、大里町、陰平町、岩松町及び久原2丁目

3 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課、長崎県県央振興局及び大村市役所

4 縦覧期間

公告の日から2週間

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和3年3月16日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

長崎都市計画道路 3・2・201号 貝津下大渡野線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 長崎県諫早市下大渡野町

3 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課、長崎県県央振興局及び諫早市役所

4 縦覧期間

公告の日から2週間

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

1 物品等又は特定役務の名称及び数量

空港用化学消防車（10000リットル級） 1台

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県土木部港湾課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-894-3053

- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和3年1月18日
- 6 落札者
東京都中央区日本橋二丁目5番1号
帝國纖維株式会社 代表取締役 白岩 強
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む）
118,800,000円
- 8 入札公告日
令和2年11月13日
- 9 落札方式
最低価格

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年3月16日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品名及び予定数量
3入札第1号 全世帯広報誌【単価契約】 予定数量 約501,000部／1回×12回発行
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和3年3月5日
- 6 落札者
長崎市興善町2-24 長崎第一生命ビルディング4階
凸版印刷（株）長崎営業所 所長 霜出 浩嗣
- 7 落札価格
6.90円（1部あたりの単価）（消費税及び地方消費税を含まない額）
- 8 入札公告日
令和3年1月22日
- 9 落札方式
最低価格

有明海自動車航送船組合告示

有明海自動車航送船組合告示第1号

有明海自動車航送船組合議会令和3年第1回定例会を令和3年3月25日午後1時島原市に招集する。

令和3年3月16日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

通信サービスの利用について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年3月16日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

(1) 通信サービスの名称及び数量

長崎県立大学両校間専用回線・インターネット回線 一式

(2) 通信サービスの特質等

入札説明書による

(3) 契約期間

令和3年5月1日から令和8年4月30日

(4) 入札の方法

(1)の業務を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から7の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 入札参加を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和3年4月1日までに次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県公立大学法人 総務課財務グループ

（電話）0956-47-2191

(2) 本法人において参加資格を確認のうえ、結果を通知する。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県公立大学法人 企画広報課

（電話）0956-47-2191 （FAX）0956-47-8047

5 入札説明書の交付

（期間）この公告の日から令和3年3月24日まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分の間

（場所）4の部局とする。

（受領）入札参加希望者は、4の部局で必ず入札説明書を受領すること。

6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札の日時及び場所

(日時) 令和3年4月5日 13時30分

(場所) 長崎県立大学佐世保校 学生会館2階G204教室

開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札額の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

9 入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 実作業者の情報技術が、業務に必要な要件を満たすものと認められなかったとき。

(8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(9) 入札書に記名押印がないとき(署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。

(10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

11 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

12 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) その他、詳細は入札説明書による。

正 誤

令和2年12月25日付け長崎県公報第10982号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正																																																																																																								
2129	右欄(改正前)	<p>別表第2(第2号様式)(第8条関係)</p> <p>旅費請求書</p> <table border="1"> <tr> <td>支払担当者</td> <td>様</td> <td>主務課長印</td> <td>算出根拠</td> </tr> <tr> <td>住 (又は所属局課)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職 (又は職名)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>死亡者との続柄 (又は職務の級及び号給)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>㊟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請求額</td> <td>金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所属局課</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務の級及び号給</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>請求者との続柄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名 ㊟</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消すること。</p>	支払担当者	様	主務課長印	算出根拠	住 (又は所属局課)				職 (又は職名)				死亡者との続柄 (又は職務の級及び号給)				氏名		㊟		請求額	金	円		所属局課				職名				職務の級及び号給				氏名				請求者との続柄				上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。	年 月 日	年 月 日	備 考		氏 名 ㊟			<p>別表第2(第2号様式)(第8条関係)</p> <p>旅費請求書</p> <table border="1"> <tr> <td>支払担当者</td> <td>様</td> <td>主務課長印</td> <td>算出根拠</td> </tr> <tr> <td>住 (又は所属局課)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職 (又は職名)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>死亡者との続柄 (又は職務の級及び号給)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>㊟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請求額</td> <td>金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所属局課</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務の級及び号給</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>請求者との続柄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名 ㊟</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消すること。</p>	支払担当者	様	主務課長印	算出根拠	住 (又は所属局課)				職 (又は職名)				死亡者との続柄 (又は職務の級及び号給)				氏名		㊟		請求額	金	円		所属局課				職名				職務の級及び号給				氏名				請求者との続柄				上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。	年 月 日	年 月 日	備 考		氏 名 ㊟		
支払担当者	様	主務課長印	算出根拠																																																																																																								
住 (又は所属局課)																																																																																																											
職 (又は職名)																																																																																																											
死亡者との続柄 (又は職務の級及び号給)																																																																																																											
氏名		㊟																																																																																																									
請求額	金	円																																																																																																									
所属局課																																																																																																											
職名																																																																																																											
職務の級及び号給																																																																																																											
氏名																																																																																																											
請求者との続柄																																																																																																											
上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。	年 月 日	年 月 日	備 考																																																																																																								
	氏 名 ㊟																																																																																																										
支払担当者	様	主務課長印	算出根拠																																																																																																								
住 (又は所属局課)																																																																																																											
職 (又は職名)																																																																																																											
死亡者との続柄 (又は職務の級及び号給)																																																																																																											
氏名		㊟																																																																																																									
請求額	金	円																																																																																																									
所属局課																																																																																																											
職名																																																																																																											
職務の級及び号給																																																																																																											
氏名																																																																																																											
請求者との続柄																																																																																																											
上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。	年 月 日	年 月 日	備 考																																																																																																								
	氏 名 ㊟																																																																																																										

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥